

## 1 趣 旨

関西広域連合を構成する各府県の職員の政策立案能力及び業務執行能力の向上並びに職員間の交流を図り、広域的な視点を持つ職員の養成を図る。

## 2 事務の内容

### (1) 広域職員研修実施計画の策定

計画策定会議(各府県の研修担当者を中心に構成)を設置し、毎年度の「広域職員研修実施計画」を策定するものとする。

### (2) 広域職員研修の実施

「広域職員研修実施計画」に基づき、第3項に掲げる研修を実施するものとする。  
なお、実施の詳細は、各研修の開催地府県において策定するものとする。

## 3 実施する研修とその実施方法

### (1) 当面次の研修を実施する。

#### ◎ 新規採用職員を対象とした研修

各府県が実施している「新規採用職員研修」の講座のうち、公務員としての基本的な心構えなど、共通するテーマについて広域連合で実施する。

**【実施方法】**

|       |            |
|-------|------------|
| * 日 程 | 2泊3日(合宿)   |
| * 会 場 | 各府県持ち回り    |
| * 対 象 | 新規採用職員(全員) |

#### ◎ 政策形成能力開発に関する研修

関西広域での取組又は各府県の共通課題について、グループ研究を行い、政策形成のスキルを取得する。

**【実施方法】**

|       |   |
|-------|---|
| * 日 程 | 2泊3日(合宿)                                |
| * 会 場 | 各府県毎に研修会場を設置<br>(研修生は、各府県の会場に分かれて受講する。) |
| * 対 象 | 採用後10年目の職員(全員)                          |

(2) 2(1)の広域職員研修実施計画の定めるところにより、必要に応じ研修を拡充する。

## 4 実施体制等

(1) 各府県の合議形式で、広域職員研修実施計画の策定と広域職員研修の実施を行い、広域連合事務局に「広域職員研修」担当の専任職員は派遣しないものとする。

(2) 各府県は、研修を受ける職員数に応じ、広域職員研修に係る経費の分担拠出を行い、広域連合が実施する研修と重複した研修は行わないものとする。